

フォークリフト運転業務従事者安全教育の実施ご案内

受講対象者	<input type="radio"/> フォークリフト運転技能講習を修了した方でフォークリフトの運転業務に従事する方 <input type="radio"/> 技能講習を修了し、その後運転操作の機会が少ない方(ペーパードライバー)		
受講について	<p>◆教育の目的と趣旨</p> <p>フォークリフトの運転業務については、労働安全衛生法第61条により同法第76条に定める技能講習修了者を就業させなければなりません。平成元年5月22日付で「危険又は有害な業務に現についている者に対する安全衛生教育に関する指針」安全衛生教育指針第1号(平成8年12月4日改正 安全衛生教育指針第4号))が公示されています。事業者はこの指針に基づき、フォークリフトの運転業務に従事する者について、一定期間ごとに安全教育を実施するように指示されています。このことを踏まえ、当支部においても実技講習を取り入れた再教育を実施しますので、対象者の方に多数受講していただきますようご案内いたします。</p>		
修了証	本教育を修了された方には、修了証を即日交付します。		
開催日	令和7年2月10日(月) <small>※定員が10名に満たない場合には講習を中止する場合があります。</small>	定員 受付開始	30名 1月10日(金)から
開催場所	公益社団法人佐賀県トラック協会 (佐賀市高木瀬西3丁目1-20)		
開催時間	学科	9:00~12:00	災害事例及び関係法令等
	実技	13:00~16:00	実技講習場にて実際にフォークリフトを使用した教育
受講料等	7,205円(税込) (内消費税10%) (税額655円)		受講料 5,500円(税込) テキスト代1,705円(税込) 受講料は申込時に直接支払い、または現金書留・銀行振込で納付してください
持参品	<input type="radio"/> 受講票 <input type="radio"/> フォークリフト運転技能講習修了証 <input type="radio"/> ヘルメット(無料貸出し有り) <input type="radio"/> テキスト <input type="radio"/> 作業服(又は作業に適した服装)及び軍手(手袋等) <input type="radio"/> 筆記用具		
※ 受講者が10名に満たない場合や、感染症の拡大により開催困難となるなど、状況により講習を延期または中止することがあります			
申込方法	<input type="radio"/> 電話による予約後、別紙申込用紙に必要事項を記入の上、2月3日(月)までに直接又は郵送により申込んで下さい。但し、定員になり次第締切とさせていただきます。 <input type="radio"/> 申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までといたします。(郵送の場合は、受講料の入金を確認後、受講票と領収証を返送しますので、必ず返信用の封筒(長形3号110円切手貼付)を同封してください) (振込先:佐賀銀行高木瀬支店 普通口座1010058 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部 ※原則として受講料の払戻しや日程の変更はいたしません。 ※ 本案内を、インボイス(適格請求書等)としてご利用ください。		

〒849-0921 佐賀市高木瀬西3丁目1-20 (佐賀県トラック協会内)

インボイス登録番号:T4-0104-0500-1852

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

佐賀県支部

Tel 0952 (30) 3456

Fax 0952 (31) 6441